毒物劇物の伝票販売を営む店舗にあっては、業務の実態を把握するため、流通経路図を作成し申請書に添付してください。

**流通経路図（記載例）**

※あくまで一例です。実態に合わせて作成してください。

毒 物 劇 物 の 流 通 経 路 図

顧　　客

**営 業 所**

卸 売 業 者

製 造 所

注文

伝票

伝票

納品

取扱品：水酸化ナトリウム（25％）（CAS番号）、アンモニア（30％）（CAS番号）

1 顧 客

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名 称 | 所 在 地 | 電 話 番 号 |
| ㈱ 青葉 | 仙台市青葉区本町２丁目○－○ | XXX-XXXX-XXXX |
| ㈱ 泉 | 仙台市泉区八乙女１丁目□－□ | XXX-XXXX-XXXX |

2 卸売業者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名 称 | 所 在 地 | 電 話 番 号 |
| ㈱ 太白 | 仙台市太白区長町２丁目△－△ | XXX-XXXX-XXXX |

3 製造所

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名 称 | 所 在 地 | 電 話 番 号 |
| ㈱ 若林 | 仙台市若林区新寺２丁目☆－☆ | XXX-XXXX-XXXX |

注） 記載上の注意

1 毒物劇物によって流通経路が異なる場合は、それぞれの毒物劇物について流通経路図を作成すること。（毒物については、取り扱う物すべての、劇物については、主に取り扱う物の流通経路図を作成すること。）

２ 伝票の流れと毒物劇物の流れが明確に分かるようにすること。

３ 製造所については、本社ではなく実際に製造している工場等について記載すること。